

婚姻費用の分担 Q & A

Q 1 「婚姻費用」には、どのような費用が含まれるのですか？

婚姻費用には、衣食住の費用のほか、出産費、医療費、未成熟子の養育費、教育費、相当の交際費などのおよそ夫婦が生活していくために必要な費用が含まれると考えられています。

Q 2 婚姻費用の分担額は、どのように決められるのですか？

調停では、お互いの意向に基づいて話し合いが進められますが、双方の資産、収入、支出、子の有無、子の年齢や別居中の生活費などが考慮されます。

Q 3 調停での話し合いがまとまらない場合は、どうなるのですか？

調停は不成立として終了しますが、引き続き審判手続で必要な審理が行われた上、審判によって結論が示されます。

Q 4 審判の内容に不服がある場合、不服申立てをすることはできますか？

審判書謄本が送達された日の翌日から2週間以内であれば、不服申立て(即時抗告)をすることができます。即時抗告をするには、期間内に、抗告の趣旨などを記載した即時抗告の申立書を、審判をした家庭裁判所に提出しなければなりません。詳しくは、審判をした家庭裁判所にお問い合わせください。

Q 5 夫婦の収入状況が変わった場合、調停や審判で決められた婚姻費用の分担額を増額又は減額するよう求めることはできますか？

調停後や審判後に、審判や調停の基礎となった事実関係や事情に変更があり、実情に合わないと思われるときは、婚姻費用の分担額の変更を求めることができます。

